

I 総括

1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町等は自区内全域について一般廃棄物の処理計画を定めなければならないこととなっており、県内の全市町23（14市9町）（平成21年3月31日現在）が自区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

面積	人口
8,479.05 k m ²	2,864,240 人

（平成20年10月1日現在）

2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制

（平成21年3月31日現在）

市町名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
三原市	単独処理（一部甲世衛生組合）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理（一部甲世衛生組合）
尾道市	単独処理（一部甲世衛生組合）	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理（一部甲双衛生組合）
三次市	単独処理	単独処理	単独処理（一部甲双衛生組合）
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理（一部甲双衛生組合）
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	単独処理	単独処理	単独処理
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	山県郡西郡衛生組合	山県郡西郡衛生組合	山県郡西郡衛生組合
北広島町	芸北広域環境施設組合 （一部山県郡西郡衛生組合）	芸北広域環境施設組合 （一部山県郡西郡衛生組合）	単独処理（一部山県郡西郡衛生組合）
大崎上島町	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
世羅町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、呉市は、江田島市及び愛媛県今治市からごみ処理を受託し（江田島市：可燃ごみの処理，今治市：旧関前村区域に係るごみの処理），大竹市は，山口県和木町からし尿処理を受託している。

3 収集及び処理状況

(1) 処理状況

平成20年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は，表1-3のとおりである。県内におけるごみの収集量は，876,270tで，処理施設等への直接搬入量は76,821tである。これに県外からの受託量を加えた処理量は，953,232tである。

県内におけるし尿の収集量は，716,684klで，これに県外からの受託量を加えた処理量は，716,800klである。

表1-3 ごみ及びし尿の処理状況

区分	収 集 量	直接搬入量	県外からの受託	処 理 量
ごみ (単位：t)	876,270	76,821	141	953,232
し尿 (単位：kl)	716,684	—	116	716,800

(2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は，表1-4のとおりである。

いずれの処理量とも減少する傾向にあり，平成20年度は前年度に比べ，ごみ処理量は4.7%，し尿処理量は0.6%減少した。主な要因として，ごみは住民の環境意識の向上による排出抑制の促進，収集処理の有料化を実施している自治体による排出量の削減及び景気悪化による買い控え，し尿は下水道利用への転換に伴う収集量の減少が考えられる。

表1-4 ごみ及びし尿の処理量の推移

年 度 区 分	16	17	18	19	20
ごみ (単位：t)	1,095,440	1,066,483	1,050,001	999,724	953,232
し尿 (単位：kl)	767,671	748,490	735,675	721,047	716,800

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については，「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。

4 処理事業経費

(1) 歳出状況

県内の市町及び一部事務組合における平成20年度の廃棄物処理事業経費は、表1-5のとおりである。歳出状況は、ごみが37,567,633千円、し尿が7,155,355千円で、合わせて44,722,988千円である。

表1-5 廃棄物処理事業の歳出状況

(単位：千円)

区 分		ご み	し 尿	計		
事 業 経 費	建設・改良費	工事費				
		中間処理施設	1,685,533	759,530	2,445,063	
		最終処分場	55,946	0	55,946	
		その他	118,859	6,993	125,852	
	調査費	65,670	46,839	112,509		
	小計	1,926,008	813,362	2,739,370		
	処理及び維持管理費	処理経費	人件費	9,078,733	1,312,519	10,391,252
			処理費			
			収集運搬費	614,850	113,550	728,400
			中間処理費	5,833,631	1,900,051	7,733,682
最終処分費			454,400	38,507	492,907	
委託費		17,956,581	2,469,026	20,425,607		
小計		33,938,195	5,833,653	39,771,848		
車両等購入費	117,152	9,061	126,213			
調査研究費	0	0	0			
小計	34,055,347	5,842,714	39,898,061			
その他 ^(注2)	1,586,278	499,279	2,085,557			
合計	37,567,633	7,155,355	44,722,988			

(注) 1 市町の一部事務組合分担金は、一部事務組合における事業経費として各項目に分類算入している。

2 「その他」とは、事業経費のうち他の項目に属さないものをいう。(調査方法の変更により、これまで処理及び維持管理費のその他として計上されていたものを含む。)

(2) 処理経費

ごみ1t当たりの処理経費は35,603円/t、し尿1kl当たりの処理経費は8,138円/klで、それぞれの推移は、表1-6のとおりである。

$$\text{ごみ1t当たりの処理経費} = \frac{\text{ごみの処理経費 (33,938,195千円)}}{\text{ごみの処理量 (953,232t)}} = 35,603\text{円/t}$$

$$\text{し尿1kl当たりの処理経費} = \frac{\text{し尿の処理経費 (5,833,653千円)}}{\text{し尿の処理量 (716,800kl)}} = 8,138\text{円/kl}$$

表1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20	全国平均 (平成19年度)
ごみ1t当たりの 処理経費 (円/t)	30,681	31,382	32,825	34,291	35,603	32,039
し尿1kl当たりの 処理経費 (円/kl)	8,625	8,365	8,144	8,123	8,138	8,296

ごみについては、処理量は年々減少する一方で、処理経費は主に委託費が増加する傾向となり、これに伴いごみ1t当たりの処理経費が年々増加している。

一方、し尿については、処理量の減少に伴い、処理経費も減少し、し尿1kl当たり処理経費は平成18年度以降ほぼ横ばいの傾向にある。

(3) 事業経費

ごみ1t当たりの事業経費は39,411円/t、し尿1kl当たりの事業経費は9,982円/klで、それぞれの推移は、表1-7のとおりである。

$$\text{ごみ1t当たりの事業経費} = \frac{\text{ごみの事業経費 (37,567,633千円)}}{\text{ごみの処理量 (953,232t)}} = 39,411\text{円/t}$$

$$\text{し尿1kl当たりの事業経費} = \frac{\text{し尿の事業経費 (7,155,355千円)}}{\text{し尿の処理量 (716,800kl)}} = 9,982\text{円/kl}$$

表1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20	全国平均 (平成19年度)
ごみ1t当たりの 事業経費 (円/t)	37,351	35,453	35,402	36,774	39,411	38,971
し尿1kl当たりの 事業経費 (円/kl)	9,392	8,816	9,080	10,561	9,982	9,906

ごみ1t当たりの事業経費は、広島市における焼却施設整備などにより建設改良費が増加し、平成20年度は前年度に比べ増加した。

し尿1kl当たりの事業経費は、建設改良費の減少に伴い、前年度に比べ減少した。

今後、老朽化した施設の更新、改良等に伴い、ごみ及びし尿ともに事業経費の増大が考えられる。

5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業にかかわる職員数は、表1-8のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は1,432人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は1,236人、し尿処理事業に従事している職員は196人である。一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表1-9のとおりである。

表1-8 一般廃棄物処理事業にかかわる職員数

(単位：人)

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	415	747	1,162	92	62	154	507	809	1,316
町	12	18	30	8	2	10	20	20	40
一部事務組合	33	11	44	26	6	32	59	17	76
計	460	776	1,236	126	70	196	586	846	1,432

表1-9 一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移

(単位：人)

年 度 区 分	16	17	18	19	20
一 般 職	682	619	590	582	586
技 能 職	948	878	903	827	846
計	1,630	1,497	1,493	1,409	1,432